

スライス加工した食肉の輸出にかかる食肉衛生証明書等の発行について

日本から輸出される食肉にかかる食肉衛生証明書等の発行手続については、農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和2年4月1日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙である各輸出先国別の取扱要綱において定めており、スライス加工した食肉については、令和3年3月16日時点において、以下の要綱で定める食肉衛生証明書等により輸出することが可能です。

「アメリカ合衆国向け輸出食肉の取扱要綱」

「カナダ向け輸出牛肉の取扱要綱」

「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱」

「香港向け輸出牛肉の取扱要綱」

「香港向け輸出豚肉及び家きん肉の取扱要綱」

「シンガポール向け輸出食肉の取扱要綱」

「メキシコ向け輸出牛肉等の取扱要綱」

「ウルグアイ向け輸出食肉の取扱要綱」

「ニュージーランド向け輸出牛肉の取扱要綱」

「オーストラリア向け輸出食肉の取扱要綱」

「ブラジル向け輸出牛肉の取扱要綱」

「マカオ向け輸出牛肉の取扱要綱」

「マカオ向け輸出豚肉の取扱要綱」

「フィリピン向け輸出牛肉の取扱要綱」

「ミャンマー向け輸出牛肉の取扱要綱」

「バーレーン向け輸出牛肉の取扱要綱」

「インドネシア向け輸出牛肉の取扱要綱」

「アルゼンチン向け輸出食肉の取扱要綱」

「サウジアラビア向け輸出牛肉の取扱要綱」

「台湾向け輸出牛肉の取扱要綱」

「タイ向け輸出牛肉の取扱要綱」

「タイ向け輸出豚肉の取扱要綱」

「カタール向け輸出牛肉の取扱要綱」

「マレーシア向け輸出牛肉の取扱要綱」